

# 9月市議会にみなさんの ご意見・ご要望をお寄せください

川口市議会 9月定例会は9月3日に開会予定です。

また一般質問は日本共産党から板橋ひろみ市議が行います。

みなさんの暮らしの願い、声を市政に届け実現に向けがんばります。



9月  
市議会の予定

8月27日	9月市議会告示・請願締切
9月3日	開会
9月12日、13日、17日、18日、19日	一般質問
9月24日	常任委員会(環境経済文教・建設消防)
9月25日	常任委員会(総務・福祉保健)
9月30日	閉会

※議会は傍聴できます。ぜひ傍聴にお出かけください。また市議会ホームページからインターネットでも中継または録画の視聴もできます。

## 2025年度国への予算要望 国会要請行動に参加

日本共産党国会議員団埼玉事務所・党県委員会は、埼玉県・市町村の来年度の予算要望をまとめ国・県へ提出しています。8月23日には国会要請行動が行われ党市議団からも参加しました。今号では川口市議団の国への要望をご紹介します。

- ① 「地域生活支援事業及び障害者総合支援事業費補助金」は対象経費の実支出額に対し令和4年度の交付率が63.94%となっているため、対象経費の実支出に応じた補助金となるようにすること。
- ② 障害者総合支援事業の地域生活支援事業である障害者相談支援事業は課税事業とされておるが、障害者相談支援事業は、障害者に寄り添い福祉サービスにつなげる役割を果たす社会福祉事業として、介護保険と同様に非課税の対象とするよう見直しをするとともに、その他の事業を点検し、包括的に福祉事業とする見直しを行うこと。

- ③ 重度訪問介護等利用促進に係る市町村支援事業補助金は人口30万人未満が対象となっており、政令市・中核市は対象外であることから国庫負担対象とすること。
- ④ 川口市域内の荒川の護岸整備及び安全対策を早急に行うようにすること。
- ⑤ 市内に在留中で難民申請中の仮放免の方や在留資格のない方の医療の提供について、健康保険への加入や医療費の自己負担軽減を行うこと。また、人権、民族的属性外国人であることを理由とした差別的取り扱いを禁止する法律を作ること。
- ⑥ 公務員賃金に関する地域手当について近隣自治体で格差があり、特に川口市は低い状況にある。地域手当は広域で指定すべき。
- ⑦ 保育士の処遇改善のために、保育の公定価格について国家公務員の地域手当に準拠することそのものを見直し、賃金格差の生じない別の基準を設けること。
- ⑧ 公立夜間中学について就学援助制度の対象を「学齢児童生徒の保護者」という規定を改めて「学齢超過者」にも適応できるようにすること
- ⑨ 学校教育の充実のため、少人数学級(20人程度)の実施や教職員、スタッフの増員を行うこと。なお、中学校について早急に35人学級の実施を進めること。また、外国にルーツを持つ子どもたちのために小中学校の日本語指導担当教員の配置基準を見直し、増員すること。
- ⑩ 災害対策における河川の浚渫等、治水事業に対する補助金の継続を行うこと。特に「緊急浚渫推進事業債」は令和6年度までを対象期間とし地方債の特例等が認められてきたが、近年の豪雨災害等への対応として引き続き令和7年度以降の延長を図ること
- ⑪ 上下水道事業において、更新費用の増加が水道料金に転嫁されていることから市民生活に影響を及ぼさないよう国庫補助金の増額を行うこと。
- ⑫ 物価高騰のため単身者の住宅探しが困難となっている。生活保護における単身者の住宅費の基準を上げること。



金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

2024年8月25日 No.1756

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川 2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

# 差別と偏見のない 誰もが安心して暮らせる制度へ 外国籍居住者の命と人権を守るための法整備、制度構築を求め国へ要請

日本共産党川口市議団は8月7日に法務省・厚生労働省・文部科学省に「外国籍居住者の命と人権を守るため国の法整備、制度構築を求める要望書」を提出し、約一時間にわたり現状を知らせ改善を求め発言してきました。要望書の全文は下記のとおりです。この要望書は、日本共産党の蕨市議団・埼玉県議団とともに提出し、塩川鉄也衆議院議員、伊藤岳参議院議員、梅村さえ子元衆議院議員も同席して要請が行われました。

川口市や蕨市などで特定の民族を排斥することを揶揄する街頭での行動が今年4月5日に特に集中して行われ、地域住民をはじめ市内に居住する外国籍居住者からも安心してくらししていくことに不安の声がありました。

日本共産党市議団は、ヘイトスピーチ禁止法を遵守すること、ヘ



日本共産党の梅村さえ子元衆議院議員、塩川鉄也衆議院議員、伊藤岳参議院、川口市議団、蕨市議団、埼玉県議団が要望書を提出

イトスピーチを規制する法律に改正することを求めています。

また、日本の入国管理制度の中で、日本で生活しながら住民票も健康保険もなく働くこともできずに不安定な生活を余儀なくされている方が川口や蕨にもおり、日本語習得への援助や仮放免者の生活の安定に資する制度構築が必要であることを近隣で起こっていることを訴えてきました。法務省は仮放免者は退去強制手続き中の一時的な措置と答弁を繰り返し、特定在留許可の手続き等の状況も答えられませんでした。

特に保護者が仮放免で居住している場合、日本で生まれ育ち、学校に通う子どもたちも仮放免者とされ、病気になっても病院に行くことができない、部活動や校外学習への参加が制限される実態なども改善が求められます。

## 外国籍居住者の命と人権を守るため国の法整備、制度構築を求める要望書

川口市・蕨市には多くの外国人が住み、その中には難民申請中の特定在留者や仮放免の方も多く生活しています。仮放免の状態では生活している方は、住民票もなく、医療も教育も労働も移動も不自由な状況におかれています。これまでも川口市は人権保障の観点から国に改善を求めてきており、川口市・蕨市としても多文化共生のとりくみや、教育や日本語習得の機会の確保、保健行政など人道的立場から市や市民、市内の医療機関などが対応にあたっています。

特に必要な時に医療を受けられない非人間的な状況は近代国家ではありえない事態と言えます。そもそも、これは国の入国管理制度と難民認定率の低さに起因するものであり、外国籍居住者の命と人権を守るための法整備と制度構築をすべきです。

昨年の入国管理制度の改定により、長く日本で生活する方も含めて難民申請を2回に限定し、3回目以降は相当の理由がなければ強制送還を可能とする制度が今年6月から施行されました。自治体では生活基盤が不安定なまま居住する外国人住民の実態を把握できないため、現状では行政の支援が難しく、新たな「監理措置制度」も含め行政が提供する施策の対象とならないため、まず少なくともは国として生活支援が整うよう進めるべきです。

また、この数か月の間に川口市・蕨市の両市ではクルド人という特定の民族を非難する言動を行う街頭宣伝やデモが頻回に実施され、インターネット上でも両市にかかわる差別的な言動や外国人居住者を事実と異なる言葉で揶揄する書き込みなどを目にします。川崎市などのいくつかの自治体では条例で禁止したため、他市でヘイトスピーチをしてきた団体や個人が条例を制定していない自治体で活動している状況もあります。

平成18年に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」いわゆるヘイトスピーチ解消法ではヘイトスピーチを禁止する規定がないなどの課題があります。本来は国が命や人権を尊重し、国籍・人種・民族などを理由とした差別意識を助長・誘発する目的の言動を禁止する法整備をする必要があります。

よって日本で暮らす外国人居住者が安全に生活できるよう国が法整備を行うとともに、制度を構築していただくよう求めます。

記

### 1、国の入国管理制度を命と人権を尊重した制度にするよう求める

- (1) 仮放免者の生活の安定に資するような就労を可能とする制度を構築すること
- (2) 命と人権を尊重する立場から、仮放免者や監理措置に該当する外国籍居住者に対し健康保険への加入を認めることやその他の教育や保健行政などの国からの援助を国が実施すること
- (3) 仮放免者の行動範囲の制限について、児童生徒の学校での教育活動（校外学習や部活動など）に関する県外活動は申請しなくても可能となるようにすること。

### 2、ヘイトスピーチについて

- (1) ヘイトスピーチ解消法を改正し、ヘイトスピーチを行ってはならない旨の規定を設けること
- (2) 当面、現行法において規定される国の責務を果たすためヘイトスピーチを許さないという法の趣旨を広く周知すること。そのための予算の拡充と自治体との連携を進めること